

「多核種除去設備等処理水の取扱い」に係る意見

パルシステム生活協同組合連合会
代表理事 理事長 大信 政一

私たちパルシステム生活協同組合連合会は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。

私たちの事業エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所（以後、福島第一原発）事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染され、最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、多くの人々の生活に甚大な影響が及んでいます。そして、9年経過した現時点でも福島第一原発事故に関わる「原子力緊急事態宣言」は発動されたままとなっています。

福島第一原発の廃炉・汚染水問題の根本的な解決に向けて原子力災害対策特別措置法に基づき設置された「原子力災害対策本部」の下に「廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議」が設置され、具体的な汚染水処理に係る対策を検討するものとして「汚染水処理対策委員会」「多核種除去設備（以降、ALPS）等処理水（以降、ALPS処理水）の取扱いに関する小委員会（以後、ALPS小委員会）」がさらに設置され、ALPS処理水の取り扱いについてALPS小委員会で具体的に検討された報告書が2020年2月10日に公表されました。また、検討に当たっては2018年8月に3会場で公聴会が開催されていますが、福島県民をはじめとして広く国民に開かれた議論の場とし日本国民の重大な関心事とはなっておらず全く不十分だと考えます。報告書では再三「復興と廃炉の両立」を大原則として謳われていますが、その対策を講じることによって不安や社会的分断を増大させ、風評や偏見を助長することは決してあってはなりません。

私たちは原発事故により被害を受けたすべての人々の価値観や選択が尊重され、くらしと地域が再生することを切に願います。ALPS小委員会で検討され現実的な処分方法として「海洋放出」及び「水蒸気放出」が具体的に提示されたことについて強い懸念を表明するとともに、このような事態を二度と招くことがないように、原子力発電（以降、原発）からの速やかな撤退を強く求めます。

1. 前提として、地域はもとより全国民に情報を公開し合意形成を徹底すべきです。

事故後冷温停止状態を維持するため燃料デブリに直接水をかけて冷却し、その冷却水を含めた汚染水をALPSで処理したALPS処理水は誰にとっても受け入れ難いものであり、その処分にあって特定の地域や人に負担や苦しみを強いることは許されません。仮に時間がかかったとしても、地域はもとより全国民に対してあらゆる情報を公開し徹底的な論議を行い、誰もが納得できる合意形成をすべきです。

また、二次処理を前提としたALPS処理水に「トリチウム」が含まれていることが各委員会や公聴会等において論議の中心となっていますが、その中で40年も前から国内外の原発及び再処理施設から「トリチウム」が含まれた液体廃棄物が海洋及び河川等に日常的に排出されているとの説明がなされており、規制基準を満たす形であったとしても私たちは大変驚いています。我々国民一人ひとりがこの事実を認識する必要があることを痛感するとともに、これらの情報や事実を踏まえた上で、ALPS処理水の処分方法と共に原発の在り方を徹底的に論議すべきです。

2. 一般市民が接する生活環境に排出するべきではありません。

放射性物質のリスクに対する価値判断は生活者の中でも多様であり、この違いは原発事故以降、多くの地域や家庭で分断をもたらしてきました。9年を経て除染作業が講じられた中で、燃料デブリに接した水が含まれるALPS処理水を生活環境に排出することは、たとえ想定される追加被ばく線量が十分に低いとしても、不安や分断をもたらす地域社会に深刻な損害を与えかねません。

3. 国内原発及び再処理施設から「トリチウム」が含まれた液体廃棄物排出に係るモニタリング及び環境影響調査データの公開をすべきです。

40年も前から国内外の原発及び再処理施設から「トリチウム」が含まれた液体廃棄物が海洋及び河川等に日常的に排出されている事実から、国内だけでも相当なモニタリング及び環境影響調査データが存在しているはずですが、その膨大なデータを活用しそれぞれの地域特性や生物濃縮を考慮した詳細かつ保守的な放射線の影響評価を実施し、科学的な安全性が担保されるのかどうか検証・確認すべきです。その上で、ALPS処理水の処分方法を検討すべきです。

以上